

具体的な設置場所

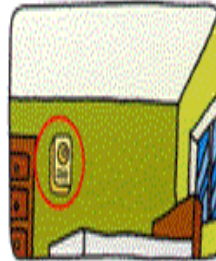
寝室

(煙式の警報器
を設置する)

普段、就寝している部屋に設置。

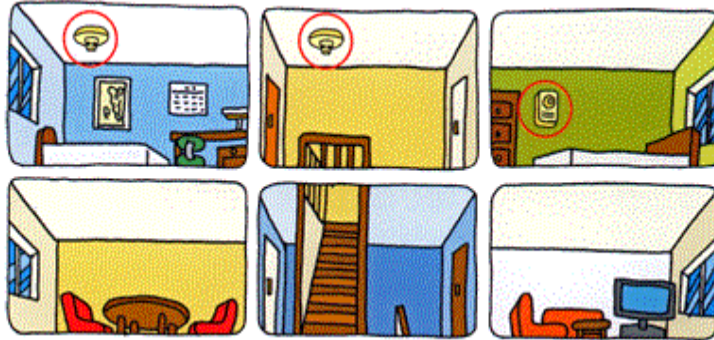


子供部屋(寝室)



主寝室

就寝に使用する部屋がある階の階段の踊り場の天井あるいは壁に設置。
(1階など、容易に避難できる階(避難階)は除く。)



階段

(煙式の警報器
を設置する)

3階建て以上の住宅の場合、火災警報器を設置しない階で就寝に使用しない居室が2階以上連続する場合、火災警報器を取り付けた階から2階離れた居室のある階の階段に設置。

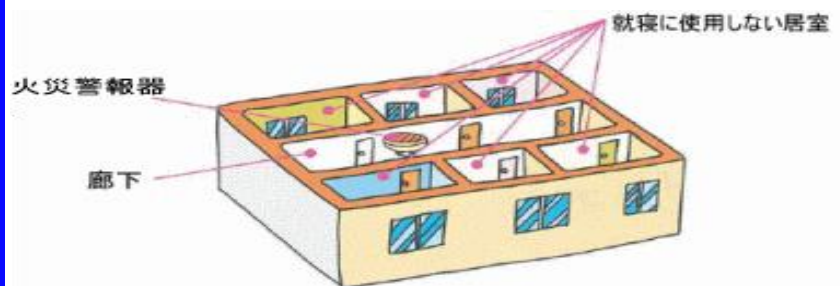
例: 3階のみ寝室がある場合は、1階の階段部分に設置。



廊下

(煙式の警報器
を設置する)

1つの階で7㎡(四畳半)以上の居室が5以上ある階には、廊下に火災警報器の設置が必要。



台所

(煙式又は熱式
の警報器を設置
する)

台所については、堺市火災予防条例で設置に努めるものとする。

